

制度改定内容

現行制度(～25年3月)

給付種目	共済事由	金額
死亡給付	契約者の死亡	70万円
	配偶者死亡	35万円
	子死亡	5万円
	死産	3万円
	親死亡	3万円
生存給付	障害1級	30万円
	障害2級	20万円
	障害3級	10万円
-	-	-
-	-	-
住宅災害	火災等	60万円
	風水害等	30万円
	地震等	15万円
傷病給付	本人傷病1(入院14日以上または休業20日以上)	2万円
	本人傷病2(休業60日以上)	3万円
	本人傷病3(休業90日以上)	5万円
	配偶者傷病1(入院14日以上)	2万円
	配偶者傷病2(入院60日以上)	3万円
	子供傷病(入院14日以上)	2万円
結婚給付	結婚	5万円
銀婚給付	結婚25年	2万円
出生給付	子の出生	3万円
入学給付	子の小学校入学	1万円
永年給付	共済契約年数25年	1.2万円
退職者給付	退職1(契約1年以上5年未満)	3,000円
	退職2(契約5年以上10年未満)	1.2万円
	退職3(契約10年以上)	2.4万円
介護休業給付	介護休職	5万円
寿給付	70歳に到達	1万円
月払掛金		1,000円

新制度(25年4月～)

給付種目	共済事由	金額
死亡共済金	契約者の病気等による死亡	100万円
	契約者の不慮の事故等による死亡	200万円
-	-	-
-	-	-
-	-	-
死亡弔慰金	親死亡	2万円
重度障害共済金	不慮の事故等による重度障がい(注1)	200万円
	病気等による重度障がい(注1)	100万円
障害共済金	不慮の事故等(注2)による障がい(注3)	4万円～90万円
災害入院共済金	不慮の事故による入院で1日目から最高180日分(日額)	1,000円
病気入院共済金	病気による入院で1日目から最高180日分(日額)	1,000円
住宅災害見舞金(注4)	火災等	20万円
	風水害等	10万円
	地震等	3万円
傷病見舞金(注5)	休業14日以上	2万円
	休業30日以上	2万円
	休業90日以上	2万円
-	-	-
-	-	-
-	-	-
結婚祝金	結婚	5万円
-	-	-
出生祝金	子の出生	3万円
-	-	-
勤続祝金	勤続30年	1.2万円
退職見舞金(注6)	退職(団体の所属期間が3年以上)	1万円
	(注6)	
-	-	-
-	-	-
月払掛金		1,000円

□保障がなくなる共済事由 □保障が増える共済事由

(注1) 労働者災害補償保険法1級、2級および3級の2・3・4

(注2) こくみん共済coopが規約に定める感染症を含みます。

(注3) 労働者災害補償保険法3級の1・5～14級

(注4) 本表では最高共済金額を記載しております。住宅被害の状況に応じてお支払いできる共済金額が異なります。

(注5) 休業90日以上の場合、休業14日以上・休業30日以上共済金を含む6万円をお支払いします。

(注6) 退職に伴い所属する団体を離れた時

※上記保障に加え疾病障害見舞金(特定の身体の障がいの状態となったとき)4万円、ドナー支援金(骨髄または臓器の提供者となったとき)1万円の保障もあります。

※継続を希望されない場合は、所属の労働組合へご相談ください。

重要なお案内

交運共済生協・総合共済をご利用のJR連合組合員の皆さま

総合共済は2025年4月1日、
「JR連合総合共済」
に制度改定します。

日頃より、交運共済生協をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

交運共済生協は、生協の基本である助け合いの精神にもとづき、JR職域における組合員の相互扶助と労働運動の発展に寄与してきました。

2023年7月1日より総合共済を除くすべての共済をこくみん共済coopへ契約移転をおこない、交運共済生協はこの間総合共済のみを取り扱ってまいりました。

この度、将来にわたって安定的な制度を確保するとともに、より魅力的な保障を組合員の皆さまに提供するために、2025年4月より総合共済を「JR連合総合共済」※に制度改定します。

制度改定の具体的な内容については裏面をご確認ください。一部、共済金の支払対象から外れる項目や共済金額が減額される項目もありますが、本人が死亡した場合の共済金額が増額(現行70万円→病気等：100万円、不慮の事故等：200万円)されるほか、本人が入院した場合に1日目から共済金(日額1,000円)が支給されるなど、本人の死亡や入院への保障が充実します。

交運共済生協は、これからも助け合いの精神にもとづき、JRグループで働く組合員の皆さまに保障を通じて安心をお届けしてまいります。

今後とも末永く交運共済生協をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※「JR連合総合共済」は総合(慶弔)共済(交運共済生協)と団体生命共済(こくみん共済coop)で構成された共済制度です。

制度改定内容は裏面、Q&Aは中面をご覧ください。➡

総合共済制度改定 にあたっての



Q 掛金の支払方法を教えてください。

A 月払いの共済掛金を賃金控除でお支払いいただきます。

Q 制度改定に伴い、手続きは必要ですか？

A 原則手続き不要です。現行制度は2025年4月1日より新制度の「JR連合総合共済」に制度が改定されます。

Q 掛金は変わりますか？

A 掛金の変更はございませんが、一部の保障項目や共済金額等が変更されます。具体的な保障内容は裏面をご確認ください。

Q 共済金の請求手続きについて教えてください。

A 所属の労働組合までお申し出ください。
労働組合を通じて、必要書類および手続き方法をご案内いたします。

Q 退職後も引き続き加入できますか？

A 退職後に退職者連絡会等の退職者組織に所属される場合は、総合(慶弔)共済の交運2型に移行(加入)いただくことで、満70歳を迎えた共済期間満了日まで保障を継続できます。
ただし、退職後に退職者組織に所属されない場合には、保障の継続はできず退職をもって解約となります。
交運2型はJR連合総合共済とは共済掛金や保障内容が異なるだけでなく、支払方法も年払い・口座振替となります。
詳しくは交運共済生協までお問い合わせください。

Q 共済金の請求に時効はありますか？

A 現行制度・新制度ともに、事由発生日から3年を経過した場合は時効となります。
ご請求漏れのないように充分ご注意ください。

Q 現行制度の傷病給付と新制度の傷病見舞金は主にどのような点が変わりますか？

A 現行制度の傷病給付は契約者・配偶者・子供の入院(契約者に限り休業を含む)が対象でしたが、新制度の傷病見舞金は契約者の休業のみ対象となります。
ただし、新制度では契約者に限り入院共済金の保障がございます。
また、共済金のご請求の際に、現行制度では休業した場合、公的証明書と所属労働組合の証明が必要でしたが、新制度では所属労働組合の証明のみ必要(公的証明書は不要)となります。

Q 新制度の死亡弔慰金(親の死亡)は実父母のみ対象ですか？

A 同居の有無に関わらず、契約者・配偶者それぞれの実父母・養父母・継父母の死亡について、死亡慰弔金(親の死亡)をお支払いいたします。対象者が異なる場合は、あらためて共済金をご請求いただけます。

Q 2025年4月1日の制度改定前後にまたがって休業している場合、どのように給付されますか？

A 2025年4月1日の制度改定前後にまたがって休業している場合の主な給付例は下記のとおりです。

〈給付例①〉 ← 継続して14日休業 →

2025年3月31日まで 10日間休業	2025年4月1日以降 4日間休業
	新制度から支払い (休業14日以上)

〈給付例②〉 ← 継続して20日休業 →

2025年3月31日まで 10日間休業	2025年4月1日以降 10日間休業
	新制度から支払い (休業14日以上)

※旧制度の休業20日以上のご請求はご請求いただけません。

〈給付例③〉 ← 継続して60日休業 →

2025年3月31日まで 20日間休業	2025年4月1日以降 40日間休業
現行制度から支払い (休業20日以上)	新制度から支払い (休業30日以上)

※旧制度の休業60日以上のご請求はご請求いただけません。

〈給付例④〉 ← 継続して100日休業 →

2025年3月31日まで 60日間休業	2025年4月1日以降 40日間休業
現行制度から支払い (休業20日以上・60日以上)	新制度から支払い (休業90日以上)

※旧制度の休業90日以上のご請求はご請求いただけません。

※現行制度の本人・配偶者・子供傷病の入院については、2025年3月31日までに現行制度の支払い基準を満たしている場合、共済金のお支払い対象となります。

Q 住宅災害に遭った場合の共済金の請求手続きについて教えてください。

A 所属の労働組合までお申し出ください。
なお、こくみん共済coopの住まいる共済にも加入されている方は、こくみん共済coop住宅損害受付センターでも受付が可能です。